

# 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ博物館将来構想検討会議設置要綱

(平成30年7月18日平成30年度要綱第4号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)スポーツ博物館の将来構想について検討するために設置する、スポーツ博物館将来構想検討会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 会議は、スポーツ博物館及び附属図書館に関する次に掲げる事項について審議する。

- (1) 今後の在り方に関すること。
- (2) 保管資料の整理及び資料の収集に関すること。
- (3) その他理事長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、センター役職員以外の学識経験者等の委員10名以内で組織する。

- 2 会議に座長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 座長が会務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代行する。

(委員)

第4条 委員は、理事長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(会議)

第5条 会議は、理事長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、会議の特定の議事に関して特別の利害を有すると思われる場合は、その審議等に加わることができない。
- 4 会議の議事は、その審議に参加した委員の過半数で決し、可否同数の時は座長の決するところによる。
- 5 座長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 センターの役職員は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を辞した後もまた同様とする。

(庶務)

第7条 会議に関する庶務は、スポーツ博物館との連携協力の下、経営戦略室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の議事運営に関して必要な事項は、会議において定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、委嘱の開始日から平成32(2020)年3月31日までとする。